

## 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について

### 1 STEAM教育研究推進校の指定

#### (1) 「STEAM教育研究推進校の指定」のⅡ期計画における位置付け

<p>I 質の高い教育の充実</p> <p>2 重点目標2にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」</p> <p>(1)教育課程の改善[再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上進学重点校の指定</li> <li>・<u>STEAM教育研究推進校の指定</u></li> </ul> <p>(2)科学技術・理数教育の推進</p> <p>(3)グローバル化に対応した先進的な教育の推進</p> <p>(4)専門教育の推進</p> <p>(5)国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進</p>
---

#### (2) STEAM教育研究推進校の指定

STEAM教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組みます。

#### Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
指定校			新たな指定・実施	

指定校(予定): 神奈川工業(横浜北東・川崎地域) 光陵(横浜南西地域)  
横須賀(横須賀三浦・湘南地域)  
秦野(中・県西地域)  
相模原弥栄(県央・相模原地域)

## 2 スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

### (1) 「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」のⅡ期計画における位置付け

#### Ⅱ 学校経営力の向上

#### 4 重点目標4にかかる具体的な取組み

「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」

#### (1) 自律的・組織的な学校経営の充実

・ スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

・ 学校評価・第三者評価システムの改善・充実

・ 民間人材の活用

・ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み

#### (2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進

#### (3) 教職員の実践的指導力向上の推進

### (2) スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針（スクール・ポリシー）を策定・公表し、これに基づく教育活動に取り組む。スクール・ポリシーの策定にあたっては、県教育委員会において、各校の存在意義、社会的役割を明確化（スクール・ミッションの再定義）する。

#### Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
全校		スクール・ポリシーの策定・公表	スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施	
県教育委員会		スクール・ミッションの再定義		

( S T E A M 教育※研究推進校の指定について)

中央教育審議会答申(「令和の日本型学校教育」の構築を目指して)(以下「答申」という。)において、新時代に対応した高等学校教育等の在り方が示され、その一つとして、S T E A M 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成の必要性が掲げられています。S T E A M 教育は、各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行うものであり、生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるとされています。今後、全県立高等学校において、生徒の能力や関心に応じたS T E A M 教育を推進するため、その実施方法等について研究を進めていく必要があります。

このため、S T E A M 教育研究推進校の令和4年度からの実施に向け、Ⅱ期計画に具体的な取組として位置付けます。

※ S T E A M 教育…各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。S T E M (Science、Technology、Engineering、Mathematics) で表される科学系の学びに、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を包含するリベラルアーツ(A)を加えたもの。

(スクール・ミッション※<sup>1</sup>の再定義及びスクール・ポリシー※<sup>2</sup>に基づく教育活動の推進について)

答申を踏まえた、学校教育法施行規則の改正(令和4年4月1日施行)により、各高等学校等においてスクール・ポリシーの策定・公表が求められることとなりました。また、答申ではスクール・ポリシーの策定にあたり、設置者において、各高等学校等の存在意義や社会的役割等を明確化(スクール・ミッションの再定義)するよう求められました。

このため、令和4年度からの規則改正を受けスクール・ポリシーの策定・公表を行い、スクール・ポリシーに基づく教育活動を着実に進めるため、Ⅱ期計画の取組として位置付けることとしました。また、スクール・ポリシーの策定にあたっては、設置者である県教育委員会において、スクール・ミッションの再定義を行うこととしました。

※1 スクール・ミッション…設置者が定める各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像

※2 スクール・ポリシー…各高等学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針。各学校がスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針の総称